

# 富山ニュービジネス協議会 規 約

令和2年4月1日

# 規 約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、富山ニュービジネス協議会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、経済・社会構造の変化と技術革新に対応しつつ、高成長を遂げる可能性の高い各種の事業（以下「ニュービジネス」という。）を創造し、その発展を図ることにより、富山を基点に地域経済ひいては日本経済に貢献することを目的とする。当法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、ニュービジネスの啓発・起業支援に関する事業
- 2、ニュービジネスに関わる団体相互の連携促進に関する事業
- 3、ニュービジネスに関する情報を提供する事業
- 4、ニュービジネスに関する調査研究等に関する事業
- 5、前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 本会は、主たる事務所を富山県内に置く。

- ② 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- ③ 事務局は、理事会の同意を得て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

(機 関)

第4条 本会は、本会の機関として理事会、総会、委員会を置く。

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条 本会は下記のとおり正会員（法人会員及び個人会員）をもって構成する。

- (1) 法人会員 本会の目的に賛同して入会した法人又は団体。
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同して入会した個人。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長（代表理事）に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別段に定める会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

第8条 本会は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 本会の会員に対する通知は、会員名簿に記載した住所又は会員が本会に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、別段に定める退会届を会長（代表理事）に提出しなければならない。

### 第3章 総会

(招 集)

第10条 本会の定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

- ② 総会は、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、業務執行理事がこれを招集する。

(議 長)

第11条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、業務執行理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第12条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の1/4以上を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(総会議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成し、事務所に備え置くものとする。

### 第4章 理事（役員）

(理事の員数)

第14条 当法人の理事・監事の員数は、下記のとおりとする。

- |                        |      |
|------------------------|------|
| (1) 代表理事（会長）           | 1名   |
| (2) 業務執行理事（副会長・専務理事）   | 3名以内 |
| (3) 理事（会長、副会長、専務理事を含む） | 3名以上 |
| (4) 監事                 | 1名   |

(理事・監事の資格)

第15条 本会の理事・監事は、本会の会員の中から選任する。

(理事・監事の選任方法)

第16条 本会の理事・監事の選任は、総会において総会員の議決権の1/4以上を有する会員が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第17条 代表理事、理事は、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- ② 理事のうち1名を代表理事(会長)とし、3名以内を業務執行理事とする。
- ③ 代表理事は、本会を代表し会務を総理する。
- ④ 業務執行理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故があるときはその職務を代行し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第19条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

## 第5章 理事会

(招集)

第20条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- ② 代表理事に事故若しくは支障があるときは、業務執行理事がこれを招集する。

(議長)

第21条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、業務執行理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第22条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の1/4以上が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第23条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第24条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し主たる事

務所に備え置くものとする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の総会への提出等)

第26条 代表理事は、毎事業年度、理事会の承認を受けた計算書類（決算書）及び事業報告書を総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類（決算書）については総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を総会に報告しなければならない。

## 第7章 附 則

(設立時の理事)

第27条 本会の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事	塩井 保彦	設立時業務執行理事	濱 尚
設立時業務執行理事	林 不二男	設立時業務執行理事	浦山 哲郎
設立時理事	稲田 裕彦	設立時理事	石崎 大善
設立時理事	高田 健	設立時理事	須垣 貴雄
設立時理事	藤井 健太郎	設立時理事	張田 真
設立時理事	大橋 聡司	設立時理事	梶田 隆一郎
設立時理事	松浦 英樹	設立時理事	川本 元裕
設立時理事	橋本 淳	設立時理事	松田 英昭
設立時理事	能作 克治	設立時理事	助野 一郎
設立時理事	森藤 正浩	設立時理事	大蔵 政明
設立時理事	熊木 信雄	設立時理事	谷内 正立

(設立時の代表理事)

第28条 本会の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって定めるものとする。

(最初の事業年度)

第29条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成27年3月31日までとする。

本規約は、平成26年4月21日より施行する。

本規約は、平成27年4月17日より施行する。